

桐生市新里温水プール

指定管理者募集要項

令和 6 年 7 月

桐生市地域振興整備局  
新里支所地域振興整備課

## 目 次

- 1 指定管理者制度導入（公募）の趣旨
- 2 施設の設置目的
- 3 施設の概要
- 4 指定管理者の業務
- 5 指定期間
- 6 指定管理者納入金
- 7 入場料無料券配布事業
- 8 成果目標
- 9 ネーミングライツの導入
- 10 応募資格
- 11 欠格事項
- 12 共同事業体による応募
- 13 応募手続きについて
- 14 応募に関する留意事項
- 15 指定管理者の選定及び協定の締結
- 16 問い合わせ先及び申請書類提出先

## 新里温水プール指定管理者募集要項

### 1 指定管理者制度導入（公募）の趣旨

桐生市では、桐生市新里温水プール（以下「温水プール」という。）の市民サービス向上及び管理運営業務を効果的かつ効率的に行うため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項、桐生市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 17 年桐生市条例第 1 号）、桐生市新里温水プールの設置及び管理に関する条例（平成 18 年桐生市条例第 2 号）第 10 条の規定に基づき、施設の管理運営に関する業務を行う指定管理者を募集します。

本募集要項は、温水プールの指定管理者の募集に関して必要な事項を定めたものであり、本募集要項とあわせて配布する業務仕様書と一体の資料とします。

### 2 施設の設置目的

温水プールは、市民の健康の保持及び増進を図ることを目的に、また、桐生市清掃センターの地元還元施設として設置された施設です。

### 3 施設の概要

- |          |                                                                     |
|----------|---------------------------------------------------------------------|
| (1) 名 称  | 桐生市新里温水プール（通称カリビアンビーチ）                                              |
| (2) 位 置  | 群馬県桐生市新里町野 461 番地                                                   |
| (3) 構造規模 | 鉄筋コンクリート造 2 階建                                                      |
| (4) 建築面積 | 5,155.81 m <sup>2</sup>                                             |
| (5) 延床面積 | 7,389.28 m <sup>2</sup>                                             |
| (6) 敷地面積 | 15,507.92 m <sup>2</sup>                                            |
| (7) 工 期  | 着 工 平成 8 年 10 月 8 日<br>竣 工 平成 10 年 1 月 28 日<br>運用開始 平成 10 年 4 月 1 日 |

### 4 指定管理者の業務

- (1) 温水プールの施設の使用に関すること。
- (2) 温水プールの施設及び設備等の維持管理に関すること。
- (3) その他施設の管理上、市長が必要と認める業務。

### 5 指定期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日までの 5 年間

### 6 指定管理者納入金

本募集においては、地方自治法第 244 条の 2 第 8 項、桐生市新里温水プール設置及び管理に関する条例第 13 条第 1 項に定める「利用料金制」を採用します。指定管理者は、

利用者が支払う利用料金と、市が指定する事業及び自主事業による収入等を自らの収入とし、施設の管理運営を行います。費用に不足が生じて市は負担しません。

指定管理者は、市と指定管理者との間で締結する指定管理者納入金の金額等に関する年度協定書により、上記収入の 20%を市に納入していただきます。

## 7 入場料無料券配布事業

令和 6 年 4 月 1 日から、市内の小・中学生を対象として月 1 回（2 月は点検により休館のため年 11 回）の入場料無料券を配布しています。

無料券に関する負担割合は、原則として、市 8 割、指定管理者 2 割としますが、収入の状況によっては、割合の変更について市と指定管理者のどちらから協議を求めることができるものとします。

## 8 成果目標

入館者数 毎年度 190,000 人以上を目標とする。（平成 30 年度入館者数 182,228 人）

※平成 31 年（令和元年）度～令和 5 年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響及び施設の大規模修理工事実施による入館者減少があったため、平成 30 年度の数値を参考に目標を設定しました。

## 9 ネーミングライツの導入

市では、財源の確保による良好な施設環境の提供や地域の活性化を図るため、ネーミングライツを導入する可能性があります。市がネーミングライツを実施する場合、指定管理者は実施に支障のない範囲で協力していただきます。ネーミングライツの導入に伴い、指定管理者が行う業務内容等に変更が生じることがあります。その際、指定管理者と市は業務内容等について別途協議を行うこととします。

## 10 応募資格

指定期間中、安全かつ円滑に温水プールを管理運営できる法人とその他の団体（以下「団体」という。）とし、法人格の有無は問いません。

## 11 欠格事項

桐生市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例施行規則第 3 条に規定する他に以下の事項に該当する団体は指定管理者になることはできません。

（1）法律行為を行う能力を有していない者（法人でない団体の場合、その代表者）

（2）破産者で復権をしていない者

（3）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項（同項を準用する場合を含む。）の規定により本市における一般指名競争入札等の参加を制限されている者

（4）地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 244 条の 2 第 11 項の

規定による指定の取り消しを受けたことがある者

- (5) 指定管理者の指定を管理の委託とみなし、法第 92 条の 2、第 142 条（同条を準用する場合を含む。）又は第 180 条の 5 第 6 項の規定に該当する者
- (6) 公の施設（以下「施設」という。）を管理するにあたって、必要となる資格及び免許等を取得していない者
- (7) 会社更生法（平成第 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）等の規定に基づき更正又は再生の手続きをしている者
- (8) 国税又は地方税を滞納している団体
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に掲げる暴力団又は当該団体の役員が、同条第 6 条に掲げる暴力団員である団体及びそれらの利益となる活動を行う団体
- (10) その他、桐生市長が指定管理者の候補者として選定又は指定管理者として指定することが適当でないと認める団体

## 12 共同事業体による応募

共同事業体は構成団体を特定し、共同事業体の名称及び共同事業体内で代表となる法人等を定める必要があります。単独で応募した法人等は、共同事業体の構成団体として応募することができません。また、複数の共同事業体において、同時に構成団体となることはできません。

## 13 応募手続きについて

### (1) 募集要項の配布

ア 配布期間 令和 6 年 7 月 16 日（火）から 8 月 19 日（月）まで

イ 配布場所 桐生市ホームページ

URL <http://www.city.kiryu.lg.jp/>

※紙文書で配布を希望する場合は、配布期間内（土、日曜日及び休日を除く）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までの間に桐生市地域振興整備局新里支所地域振興整備課の窓口で配布しますので、事前にご連絡ください。

### (2) 現地説明会の実施

募集要項に関する説明及び現地の状況等についての説明会を実施します。応募を予定している団体等で現地説明会に参加しない団体は応募できませんので、必ず参加してください。会場の都合により、参加人数は各団体とも 2 名以内とします。当日は募集要項等の配布はいたしませんので、各自でご持参ください。

ア 開催日時 令和 6 年 8 月 21 日（水）午前 8 時 30 分から

イ 開催場所 桐生市新里温水プール 2 階 研修室

ウ 参加申込 8 月 19 日（月）午後 5 時までに、「現地説明会申込書（様式 6）」に必要事項を記載し、E-mail で桐生市地域振興整備局新里支所地

域振興整備課までお申込みください。

(3) 質問の受付及び回答

募集要項及び業務仕様書の内容に関する質問を受け付けます。

- ア 受付期間 令和 6 年 7 月 29 日 (月) 午前 9 時から 8 月 28 日 (水)  
午後 5 時まで
- イ 提出方法 E-mail で「質問書 (様式 7)」を桐生市地域振興整備局新里支所地域振興整備課にお送りください。なお、窓口及び電話での質問には応じられませんのでご了承願います。
- ウ 回答 令和 6 年 8 月 30 日 (金) までに、E-mail により回答します。

(4) 応募書類の受付

- ア 受付日時 令和 6 年 9 月 2 日 (月) から 9 月 6 日 (金) まで  
受付時間は午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで
- イ 受付方法 申請書類は持参により提出してください。持参以外の方法では受付いたしません。
- ウ 受付場所 桐生市地域振興整備局新里支所地域振興整備課 (8 番窓口)

(5) 提出書類

|   | 書 類 名                                                                   | 様式              |
|---|-------------------------------------------------------------------------|-----------------|
|   | チェックリスト                                                                 | (指定)            |
| ① | 指定申請書 (桐生市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則様式第 1 号)                          | 様式第 1 号         |
| ② | 指定管理者指定申請に係る誓約書                                                         | 様式 1            |
| ③ | 団体概要 (共同事業体の場合構成団体ごとに記入)                                                | 様式 2-1          |
|   | ※共同事業体の場合 共同事業体構成団体表                                                    | 様式 2-2          |
|   | ※共同事業体の場合 共同事業体結成の協定書等                                                  | —               |
| ④ | 事業計画書                                                                   | 様式 3-1 ~ 3-19-2 |
| ⑤ | 役員等氏名一覧表                                                                | 様式 4            |
| ⑥ | 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類                                                  | —               |
| ⑦ | 法人の履歴事項全部証明書 (法人以外の団体にあつては、これらに類する書類)                                   | —               |
| ⑧ | 直近 3 か年の事業年度の決算書類 (貸借対照表、財産目録及び損益計算書)                                   | —               |
| ⑨ | 直近 3 か年の事業報告書                                                           | —               |
| ⑩ | 法人税納税証明書、消費税及び地方消費税納税証明書<br>(納税証明書の種類は「その 3 の 3」で提出すること)<br>県税及び市税完納証明書 | (様式 5)          |

|   |                                                                      |   |
|---|----------------------------------------------------------------------|---|
|   | 納税義務のない団体はその旨の申立書 様式 5                                               |   |
| ⑪ | 労働保険（火災・雇用）の加入を確認できる書類：労働局、労働基準監督署又は労働保険事務組合発行の労働保険料の領収書の写し（直近の1回分）等 | — |

※官公庁発行の証明書類は、申請日から過去3か月以内に発行されたものを提出してください。

（6）提出部数 15 部（正本 1 部、副本 14 部） ※チェックリストは 1 部のみ

#### 14 応募に関する留意事項

##### （1）接触の禁止

選定委員会委員及び本件に関係する市職員に対し、本件提案についての接触を禁止します。

##### （2）重複提案の禁止

応募 1 団体に対して、提案は 1 案とします。複数の提案はできません。

##### （3）団体職員以外による、以下の行為の禁止

応募にあたって、応募団体（共同事業体にあたっては、構成団体）の職員以外が以下の行為を行うことを禁止します。

ア 現地説明会への代理出席

イ 事業計画書等、提出書類の作成（作成に関する技術的な助言は可とします）

ウ 選定委員会への面接審査への出席

##### （4）応募内容変更の禁止

提出された書類の内容を変更することはできません。

##### （5）虚偽の記載をした場合の無効

応募書類に虚偽の記載があった場合は失格とします。

##### （6）応募書類の取扱い

応募書類は、理由のいかんを問わず返却しません。

##### （7）費用負担

応募に関して必要となる費用は応募団体の負担となります。

##### （8）提出書類の著作権

市が提示する設計図書等の著作権は市に帰属し、団体の提出する書類の著作権はそれぞれの団体に帰属します。なお、市は、本事業において選定結果を公表する場合その他必要と認めるとき、提出書類の全部又は一部を無償で使用するものとします。

##### （9）提出書類の取扱い

提出された応募書類は、桐生市情報公開条例における公文書として、同条例に基づく開示請求の対象となります。公開の可否は同条例に基づき市が決定します。

##### （10）追加書類の提出

市が必要と認めるときは、追加書類の提出を求める場合があります。

##### （11）応募の辞退

応募書類提出後に辞退する場合は、辞退届（様式 8）を提出してください。

## 15 指定管理者の選定及び協定の締結

（1）指定管理者の選定及び協定の締結までのスケジュールは、以下のとおりの予定です。

|                      |                                |
|----------------------|--------------------------------|
| 募集要項等の配布、説明会申込受付     | 令和 6 年 7 月 16 日（火）～8 月 19 日（月） |
| 現地説明会                | 令和 6 年 8 月 21 日（水）午前 8 時 30 分  |
| 質問書の受付               | 令和 6 年 7 月 29 日（月）～8 月 28 日（水） |
| 質問書の回答               | 令和 6 年 7 月 30 日（火）～8 月 30 日（金） |
| 申請書の受付               | 令和 6 年 9 月 2 日（月）～9 月 6 日（金）   |
| 指定管理者の候補者の選定（ヒアリング等） | 令和 6 年 9 月下旬                   |
| 結果の通知                | 令和 6 年 10 月中旬                  |
| 仮協定の締結               | 令和 6 年 11 月上旬                  |
| 指定管理者の指定の議決          | 令和 6 年 12 月下旬                  |
| 本協定の締結               | 令和 7 年 1 月下旬                   |
| 業務の引継                | 令和 7 年 2 月上旬～3 月 31 日（月）       |
| 指定管理者による業務開始         | 令和 7 年 4 月 1 日（火）              |

### （2）選定委員会の設置

桐生市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第 5 条に基づき桐生市指定管理者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、指定管理者の候補者を選定します。

### （3）選定方法

#### ・選定基準等

指定管理者の選定にあたっては、委員会において指定管理者選定基準に基づいて行います。選考にあたっては、応募者から提出された申請書類及びヒアリング等により総合的に評価して選考し、候補者を選定します。また、ヒアリングでは委員会による質疑応答を行いますので、団体の出席をお願いします。

なお、出席者は各団体の社員のみ 3 名以内とし、出席に際しては社員証で確認させていただく場合があります。

候補者の選定結果は応募した法人等のすべてに書面でお知らせするとともに、公表します。

総合評価の判断基準として、点数制を採用しますが、審査の結果、該当なしとする場合もあります。

### （4）指定管理者の指定

市は候補者決定後、候補者と細目の協議を行います。細目の協議が合意に至った後、候補者と仮協定を締結します。

その後、地方自治法の規定に基づき、指定管理者として指定する議案を桐生市議

会に提出し、市議会の議決により指定管理者として指定します。なお、市議会の議決が得られなかった場合及び否決された場合については、当該施設に関わる業務及び管理の準備のため支出した費用等については一切補償しません。

(5) 協定の締結

桐生市議会の指定後、指定期間内の管理に関する「基本協定」を締結します。

また、毎年度、指定管理者納入金の金額等に関する「年度協定」を締結します。

(6) 協定が締結できない場合の措置等

指定管理者が協定の締結までに、次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取り消し、協定を締結しないことがあります。

ア 正当な理由なくして、協定の締結に応じないとき。

イ 財務状況の悪化等により、管理運営業務の履行が確実にないと認められるとき。

ウ 著しく社会的信用を損なう行為等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

## 16 問い合わせ先及び申請書類提出先

桐生市 地域振興整備局 新里支所 地域振興整備課 産業振興係

〒376-0194 群馬県桐生市新里町武井 693 番地の 1

電話 0277-74-2217 (直通)

FAX 0277-74-1338

E-mail [n-chiikishinko@city.kiryu.lg.jp](mailto:n-chiikishinko@city.kiryu.lg.jp)